

埼労発基0711第3号
令和5年7月11日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

標記について、令和5年7月4日付け基発0704第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。